

# 学校建設 請負金額増で紛争



## 田中よしゆき

議会報告  
後援会ニュース  
2023年6月号  
No.60  
編集発行人  
嘉麻市議会議員  
田中 義幸

1面 全員協議会  
2面 補正予算第3号  
3面 議案審議・意見書他  
4面 選挙関係資料

郵便受けに勝手に投函させていたれています。議会報告書を不要なお方は、郵便受け付近に置いてください。次回回収し以降は投函いたしません。



義務教育学校稲築西・東そして碓井で、建築業者が請負代金の増しを要求し紛争審査会へ調停を求めていることで、市は弁護士を雇って対抗。紛争になった。

### 全員協議会の内容

義務教育学校施設整備事業に関して、業者側から物価高騰による請負金額の増額要求（インフレスライド）が出ていることで、2023年6月23日に全員協議会が開かれ、福岡県の紛争審査会が調停をしている旨の説明が行われた。

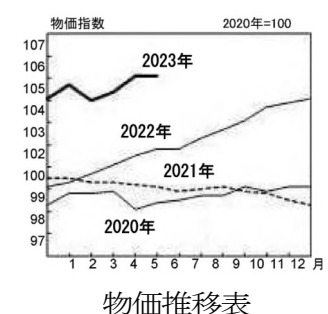
### 経過

ただ、この説明会では、具体的内容（業者が要求している金額、理由等）は、情報公開の対象外で開示できないとし、限定的な質疑応答になった。

義務教育学校建設は、業者をプロポーザル方式で選考した。このプロポーザル方式は、業者が企画立案をし、予算の範囲内で設計と施工を行う契約である。しかし、ロシアのウクライナ侵攻により物価が高騰したとして、業者側は、賃金又は物価の変動に基づく請負

| 義務教育学校業者名 | 第1回目<br>請求期日  | 第2回目<br>請求期日 | 第3回目<br>請求期日 |
|-----------|---------------|--------------|--------------|
| A業者       | 21年<br>11月19日 | 22年<br>7月20日 | 23年<br>3月29日 |
| B業者       | 22年<br>2月28日  | 22年<br>9月21日 |              |
| C業者       | 22年<br>2月28日  | 22年<br>9月13日 |              |

代金の変更を嘉麻市に要求。22年1月10日に市は、弁護士（経費370万2千円）を雇って対応。5月4日に再度弁護士（経費132万9千4千円）を雇って対抗している。市が争う姿勢を示したので、業者側は、福岡県の紛争審査会に調停を求めた。  
A義務教育学校の業者は、21年11月19日に第1回目を



請求しているが、物価高騰の推移表によれば、21年度の物価は安定していた。しかも工事着工時は21年8月ころからであり、工事着工後すぐに請求を起こしていることになる。  
この紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省及び各都道府県に設置され、建設工事の請負契約に関する紛争の処理を行う準司法的機関である。  
市と建設会社が協議しても解決しないとき、紛争審査会により解決を図ることになる。あつせん、調停の後最終的に仲裁を行う。仲裁がなされたときには、裁判で争うことはできない。

## 市長の百条委抗議を拒否

### 全員協議会

23年4月13日全員協議会が開かれ、4月10日に赤間市長が議会議長あて出した抗議文（百条委員会の議事進行や、委員の発言が人権問題として抗議する内容）を巡って協議した。

### 協議の要旨

【意見】 第1回目の抗議文は、1月24日であり、内容を精査して改めて抗議するとしていたが、この間2か月半以上あった。選挙が4月16日と迫っており、この時期に出したのは選挙妨害だ。  
【意見】 人権問題としているが、「体が悪いのか」と発言した時、委員長は静止している。その後制止しなかったのは「記憶がない」と連発している高野課長に対して、比喩的な意味と判断した。  
【意見】 議会は独立した機関

であり、議事進行に対する抗議は不当干渉だ。  
【意見】 抗議文は、高野課長からの異議申し立てではなく憶測で書いている。  
【意見】 そもそも、なぜ証人喚問になったのか。高野課長が、誠実にアンケートに回答しなかったからである。委員長から諭されて、自らの非を認め、再度アンケートに回答する旨返答している。  
【意見】 赤間市長は、議会側からの申し入れ書を受け取っていないのに、議長が、議会側の発言を自制するよう求めているのは、一方的であり、この抗議文は受け入れられない。

### 結論

① 赤間市長の抗議文は受け入れられない  
② 議会側に自制を要請する議長の文書は撤回する  
以上全会一致で決定した。

# 物価高騰とコロナで各種支援

地方創生臨時交付金を財源に物価高騰とコロナ対策として非課税世帯、保育所（給食費に充当）旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、農業耕作者そして畜産事業者等を支援する。

| 対象事業者 | 支援金額       | 備考                |
|-------|------------|-------------------|
| 普通自動車 | 車両1台当たり4万円 | 車両の区分は道路運送車両法による。 |
| 小型自動車 | 車両1台当たり2万円 |                   |
| 軽自動車  | 車両1台当たり1万円 |                   |

**補正予算3号**  
 非課税世帯へ3万円  
 2億8364万7千円  
 物価高騰に伴い、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり3万円の支給を行う。  
 9000世帯が対象。

**保育所へ給食費支援**  
 986万6千円  
 給食費の値上げをしていない11私立保育園に対して、給食材料費高騰に伴ない購入費用の一部を支援する。

**貨物運送事業者支援**  
 650万円  
 燃油費等物価高騰により、厳しい経営を続けている市内中小事業者を支援する。



| 対象事業者     | 対象要件                        | 支援金額  |
|-----------|-----------------------------|---|
| 乗合バス事業者   | 市内に発地又は着地とする路線等を有する事業者      | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本額 1事業者20万円</li> <li>加算額 乗員数11人以上1台につき12万円</li> <li>乗員数10人以下1台につき6万円</li> </ul> |
| 貸し切りバス事業者 | 本社又は営業所等の所在地が市内にある法人又は個人事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本額 1事業者20万円</li> <li>加算額 車両1台につき12万円</li> </ul>                                 |
| タクシー事業者   |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本額 1事業者10万円</li> <li>加算額 車両1台につき6万円</li> </ul>                                  |

**旅客運送事業者支援**  
 1200万円  
 燃油費等物価高騰やコロナ禍で、事業収入の減少が続く事業者を支援する。

| 畜種           | 対象        | 支援額     |
|--------------|-----------|---------|
| 牛（子牛及び肉用牛含む） | 1頭当たり     | 8,800円  |
| 豚            | 10頭当たり    | 7,200円  |
| 採卵鶏          | 100羽当たり   | 6,400円  |
| ブロイラー        | 1,000羽当たり | 10,400円 |

**酪農業等営農支援**  
 1530万5千円  
 配合飼料等の価格高騰で苦しむ、畜産事業者の経営を支援する。対象36件。

| 種別                 | 対象                 | 支援額      |
|--------------------|--------------------|----------|
| 農業者（世帯）            | 1農業者（耕作面積10a以上）当たり | 50,000円  |
| 農業者（法人又は施設園芸農業者）   | 1農業者（法人又は施設園芸）当たり  | 100,000円 |
| 加算（認定農業者又は認定新規就農者） | 1農業者（世帯）当たり        | 30,000円  |

**農業者支援**  
 5221万2千円  
 肥料や燃料、資材等価格の高騰により経営が悪化している農業者を支援する。対象860件。

**電算システム標準化**  
 1291万1千円  
 国の方針に基づき、2025年度までに電算システムを標準化する。今年度は、システム標準仕様書を分析する委託料。24年から25年までシステム構築を委託する。

**SDGsイベント**  
 272万8千円  
 SDGsを周知する取り組み。  
**【イベントの内容】**  
 ① 開催回数2回。  
 ② 開催場所 なつき文化ホール、碓井住民センター、夢サイト嘉穂など。  
 ③ 高校生や市内企業と協力し、講演会、パネル展などSDGsの関わり方。

**その他の予算**  
 コミュニティ助成金 480万円  
 ① 熊本行政区  
 集会所にエアコン、照明器具などの備品を整備する。  
 ② 下臼井行政区  
 集会所に移動式音響機器一式を整備する。

**産廃審議会を設置する**  
 18万9千円  
 23年1月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、この中で新規処理業者は認めないと規定している。本年2月に業者から新規許可申請があったが、取り下げた。この決定について、審議会を設置し意見を求める。

**地域デジタル化促進**  
 20万円  
 地域（公民館・行政区単位）のデジタル化を促進するため、補助金を交付する。

**デジタルまつり経費**  
 32万1千円  
 デジタル技術を、市民に分かり易く伝えるためのイベント経費。

**デジタルマナージャー**  
 292万5千円  
 デジタルに係る専門家を雇用する経費。

**電子申請ツール使用料**  
 151万8千円  
 PC・スマートフォン等から、行政手続きの電子申請等を可能にするツール。

# 補正予算3号

出席者全員可決

## 畜産振興対策事業補助

613万6千円

自給飼料の生産・利用に必要な、機械を導入する経費の半額を補助する。

|   | 所在地 | 内容       | 事業費<br>単位千円 | 補助金   |
|---|-----|----------|-------------|-------|
| A | 上臼井 | ホイローター等  | 10,949      | 左記の半額 |
| B | 小野谷 | ラッピンググマシ | 2,552       | 左記の半額 |

## DX推進事業

132万円

学校にDX推進コーディネーターを配置し、ICTを活用して教育活動の高度化を目指す。

## 奨学金返済訴訟

72万7千円

Mは、02年4月から08年3月まで奨学金(244万8千円)の融資を受けたが、1度も返済がなく訴訟を起こす。その弁護士費用。

# 議案審議

監査委員選任

① 前任者が、23年4月30日付けで任期満了になったので、新たに吉永雪男氏(下山田)を任命する。議会推薦監査委員で賛否同数、議長採決で同意した。

② 23年7月2日付で任期満了になる、松岡源太郎氏(下山田)を再度任命する議案。出席者全員同意

## 教育委員会委員選任

23年7月3日付で任期満了になる、犬丸隆行氏(上臼井)を再度任命する議案。出席者全員同意

## 鴨生地区の市道認定

富士見台2号線を延伸する議案。出席者全員可決

## こども家庭庁設置関連

子ども家庭庁設置に伴い、文言整備のため関連条例を改正する。出席者全員可決



絵 熊谷レン

# 意見書案

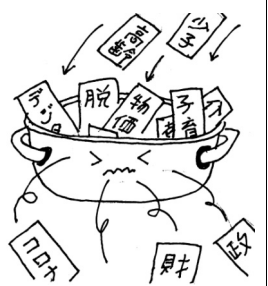
## 地方財政充実・強化

### 意見書の要旨

少子・高齢化に伴なう医療・介護など社会制度の整備、子育て施策、地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など地方公共団体の役割は多岐にわたっている。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足し、疲弊する職場環境にある中、新型コロナウイルス感染症への対応も求められている。政府は、骨太方針2021で24年度迄地方一般財源水準を確保するとしているが、増大する行政需要に対応できるか大きな不安がある。

出席者全員可決



絵 熊谷レン

# 第2回臨時会

23年4月13日に第2回臨時議会が開かれ、百条委員会の最終宣言と、市長の百条委員会への抗議文並びに専決3議案、補正予算第2号を協議した。専決3議案と補正予算2号は全会一致で同意・可決。

百条委員会の委員長報告は、全会一致で承認した。

## 補正予算1号

コロナワクチン接種 6325万円

23年春開始の接種関係費。

## 補正予算2号

### 子育て世帯支援

物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援(1世帯当たり、5万円を給付)する。

ひとり親非課税世帯 5620万9千円

対象児童数 1103人

その他の非課税世帯 3927万6千円

対象児童数 756人

※ 支給要領等詳細については、子ども育成課に問い合わせのこと。

# 一般質問

## 議員提出条例議論

3月議会で市長は、一議員が提案した政治倫理条例には、予算を伴う第三者機関は入っていない。後日、行政が設けた。子ども基本条例も、制定後入れられることは可能であったと答弁している。しかし、市長が議員時代に共同提案した政治倫理条例には、審査して設けたとの答弁は嘘だ。

赤間市長 勘違いしていた。しかし、中心的な人物は田中議員だ。予算を伴う第三者機関設置は、瑕疵ある議決ということになる。

意見 共同提案者に、私は入っていない。自ら条例を提出し、瑕疵ある議決をしておいて、私にいかげなものとのかと言っている。

予算を伴う第三者機関は、既に設けられていた。子ども基本条例が議員提案だから、予算化ができないというところがおかしい。

## 市長の抗議文

全員協議会で、抗議文について協議した。最初の抗議文は1月24日であり、内容を精査して改めて抗議するとしたが、2か月以上たった4月10日に出している。なぜこの時期なのか。また、翌日には抗議文を後援会にメール配信している。そして議会は、市長の抗議文は受け入れられないことを決定し、市長に撤回を要求している。このことを、自身の後援会に連絡したか。



絵 熊谷レン

意見 抗議内容は、私の議事進行がいかなるものか、また、精神的に追い詰めるような議員で問題があるとの印象操作ではないか。定期的に選挙運動に影響を与えたことは事実だ。市長の支持者であり、前回私を応援した人が、今回は応援しない旨言われた。選挙を妨害するつもりがなかったなら、全員協議会での決定事項を後援会に言うべきだ。明らかに選挙妨害に当たると判断する。

※他に選挙関連を質問。

| 投票区名            | 市議選挙         |              |              |               |              |              |            | 市長選挙         |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|------------|--------------|
|                 | 投票率は全て (%)   |              |              |               |              |              |            |              |
|                 | 2015年<br>投票率 | 2019年<br>投票率 | 2023年        |               |              |              |            | 2022年<br>投票率 |
| 投票率             |              |              | 有権<br>者数     | 当日投<br>票者数    | 期日前<br>投票者数  | 不在者<br>投票者数  |            |              |
| 第1投票所 熊ヶ畑公民館    | 74.61        | 73.83        | 69.25        | 413           | 120          | 166          | 0          | 68.69        |
| 第2投票所 山田生涯学習館   | 66.12        | 65.83        | 62.10        | 2,235         | 595          | 793          | 0          | 55.93        |
| 第3投票所 山田市民センター  | 59.40        | 59.00        | 60.66        | 1,909         | 574          | 584          | 0          | 50.00        |
| 第4投票所 下山田小学校    | 68.14        | 63.04        | 62.54        | 1,962         | 649          | 578          | 0          | 51.85        |
| <b>山田</b>       | <b>65.35</b> | <b>63.52</b> | <b>62.26</b> | <b>6,519</b>  | <b>1,938</b> | <b>2,121</b> | <b>0</b>   | <b>53.80</b> |
| 第5投票所 稲築保健センター  | 60.33        | 53.35        | 54.50        | 1,932         | 554          | 499          | 0          | 43.00        |
| 第6投票所 稲築東中学校    | 65.17        | 59.11        | 55.43        | 1,196         | 352          | 311          | 0          | 47.87        |
| 第7投票所 稲築体育館     | 57.12        | 50.65        | 47.94        | 2,017         | 516          | 451          | 0          | 40.46        |
| 第8投票所 鴨生保育所     | 58.43        | 53.09        | 52.54        | 2,162         | 699          | 437          | 0          | 39.26        |
| 第9投票所 なつき保育園    | 57.22        | 50.22        | 50.45        | 2,533         | 681          | 597          | 0          | 42.05        |
| 第10投票所 山野第二公民館  | 57.88        | 54.69        | 50.91        | 3,064         | 659          | 901          | 0          | 39.99        |
| <b>稲築</b>       | <b>58.79</b> | <b>53.08</b> | <b>51.59</b> | <b>12,904</b> | <b>3,461</b> | <b>3,196</b> | <b>0</b>   | <b>41.51</b> |
| 第11投票所 碓井住民センター | 80.07        | 72.91        | 64.81        | 2,188         | 720          | 527          | 171        | 60.22        |
| 第12投票所 碓井地区公民館  | 69.74        | 63.80        | 57.37        | 2,111         | 654          | 557          | 0          | 49.77        |
| <b>碓井</b>       | <b>75.11</b> | <b>68.41</b> | <b>61.15</b> | <b>4,299</b>  | <b>1,374</b> | <b>1,084</b> | <b>171</b> | <b>55.05</b> |
| 第13投票所 嘉穂総合支所   | 70.51        | 67.41        | 62.25        | 2,069         | 624          | 664          | 0          | 56.57        |
| 第14投票所 下牛隈公民館   | 63.96        | 60.65        | 55.43        | 1,510         | 437          | 400          | 0          | 47.55        |
| 第15投票所 上山団地集会所  | 63.58        | 63.54        | 52.60        | 173           | 45           | 46           | 0          | 35.47        |
| 第16投票所 旧千手小学校   | 70.76        | 74.34        | 67.70        | 1,031         | 364          | 334          | 0          | 56.83        |
| 第17投票所 旧泉河内小学校  | 73.33        | 80.14        | 71.48        | 263           | 117          | 71           | 0          | 53.51        |
| 第18投票所 足白公民館    | 64.68        | 74.21        | 72.87        | 586           | 223          | 204          | 0          | 55.99        |
| 第19投票所 旧宮野小学校   | 78.63        | 75.57        | 76.20        | 748           | 280          | 290          | 0          | 65.36        |
| <b>嘉穂</b>       | <b>69.58</b> | <b>69.05</b> | <b>64.25</b> | <b>6,380</b>  | <b>2,090</b> | <b>2,009</b> | <b>0</b>   | <b>54.80</b> |
| <b>全体</b>       | <b>64.87</b> | <b>61.01</b> | <b>57.95</b> | <b>30,102</b> | <b>8,863</b> | <b>8,410</b> | <b>171</b> | <b>48.94</b> |

※不在者投票とは；①名簿登録地以外の選挙管理委員会における投票、②指定病院等における投票、③郵便等による投票をいう

### 2023 (R5) 年4月23日 嘉麻市議会選挙

| (1) 投票の内訳   | 投票総数 (ア)<br>(イ) + (ウ) | (うち点字 2 票)<br>17,444 票 |    | 有効投票 (イ)              | (うち点字 2 票)<br>17,153 票 | 無効投票率<br>(ウ) / (ア)  | 1.67%    |
|-------------|-----------------------|------------------------|----|-----------------------|------------------------|---------------------|----------|
|             |                       |                        |    | 無効投票 (ウ)              | (うち点字 0 票)<br>291 票    | (持帰り・その他)<br>0票     |          |
| (3) 無効投票の内訳 | ①所定の用紙を用いないもの         | 0                      | 84 | ③2人以上の候補者の氏名を記載したもの   | 10                     | ④被選挙権のない者の氏名を記載したもの | 0        |
|             | ⑥候補者の氏名を自書しないもの       | 0                      | 0  | ⑦候補者の何人かを記載したか確認し難いもの | 37                     | ⑩単に記号、符号を記載したもの     | 38       |
|             | ⑫印鑑を押したもの             | 0                      | 0  | ⑧白紙投票                 | 122                    | ⑪名刺、紙片等を貼付したもの      | 0        |
| (4) 点字投票    |                       |                        |    |                       | 2 票                    |                     | 計<br>291 |